

岩手県告示第257号

建築基準法の規定による建築主事の所管区域の指定（昭和35年岩手県告示第1136号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事	建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事
1 建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物（建築物の用途を変更して同項第1号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物）	[略]		1 建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物（建築物の用途を変更して同項第1号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物）	[略]	
	西磐井郡	[略]		西磐井郡、 <u>東磐井郡</u>	[略]
	[略]			[略]	
	胆沢郡	[略]		胆沢郡	[略]
2 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第146条第1項各号に掲げる建築設備を設ける場合における当該建築設備	東磐井郡	県南広域振興局土木部 千厩土木センターに勤務する建築主事	2 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第146条第1項各号に掲げる建築設備を設ける場合における当該建築設備	大船渡市、陸前高田市、気仙郡	[略]
	大船渡市、陸前高田市、気仙郡	[略]			
3 政令第138条に規定する工作物	[略]		3 政令第138条に規定する工作物	[略]	
前項の建築物及び工作物のうち政令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物を除いたもの並びに前項の建築設備	[略]		前項の建築物及び工作物のうち政令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物を除いたもの並びに前項の建築設備	[略]	
	一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域	[略]		一関市	[略]
	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域	県南広域振興局土木部 千厩土木センターに勤務する建築主事			

備考 改正部分は、下線の部分である。